

コロナ禍で働き続ける女性たちの声Ⅱ

外国人派遣労働者の雇止め激増
岡本真弓さん（遠州労働者連帯ユニオン・書記長）

浜松市近隣はトヨタ・スズキ・ホンダ・ヤマハ等の大手自動車会社関連の部品製造会社が多く、派遣社員として日系ブラジル人ら外国人労働者が多数従事している。コロナ禍で休業手当の不払いや解雇・雇止めの労働相談がとて増えている。

その 産休前に雇止め

自動車部品工場で派遣社員として働く日系ブラジル人労働者のAさんは、8月末に出産予定のところ、体調不良で4月から休業中だった。7月半ばから産休に入れるはずだったのに、担当者から契約更新できないかもと告げられ、産休開始直前にいきなり雇止めとなり、社会保険も切られ、当てにしていた出産手当金も請求できない状況になった。困窮・困惑してユニオンに相談にきた。

その 育休から雇止め

やはり自動車部品工場で派遣社員として働く日系ブラジル人労働者のBさんは、育児休暇から5月に職場に復職するはずだったが、派遣元から仕事がないと言われ、「それでは溜まっていた有休を消化する。」と申し出た。すると、「まとめて取るということなら、退職して。」と担当者と言われ、ユニオンに駆け込んだ。

その 減産を理由に雇止め

同じく自動車部品工場で派遣社員として働く日系ブラジル人労働者のCさん（男性）は、コロナ禍で自動車製造部門が減産となったことを理由に（人手はいらないと）雇止めとなりユニオンに相談。泣き寝入りしないで交渉し、派遣元が2ヶ月間直接雇用・賃金の100%を休業手当として支払うので、その間に次の仕事を自力で探すこと」という条件で合意、解決した。

新型コロナ感染拡大の当初は、減産を理由にした休業に対して休業手当が払われないという相談が多かつ

たが、政府が雇用調整助成金を整備したため落ち着いた。しかし、5月頃から派遣社員の解雇・雇止めが激増しているため、遠州労働者連帯ユニオンも通常の160%増に迫る組合員を抱えて忙しく活動している。

コロナ禍の労働現場と労働組合 藤村妙子さんのレポート

コロナ禍にオリ・パラ延期決定直後に突然「都市封鎖」「学校閉鎖」が行われ、女性たちの労働現場は混乱を極めた。大田区職労の藤村妙子さんが、大田区内でコロナ禍の労働現場をレポートした。（大田ジャーナルより転載）
何かも足りない

（東京都・公社病院の現場の声）

「防護服を着て患者の元へ。1時間もすると防護服やN95マスクの中は汗まみれ。水分を補給したいが、防護服が足りないから業務がひと段落しないと脱げない。点滴終了までの10分間がつらい。物資不足はさらに悪化。3日前からアイマスク（眼の保護具）がなくなり、代用品を手作りしている。自分も感染するかもと不安がつくる。」
（5・13付都庁職病院支部ニュース）

荏原病院、東京労災病院など都から緊急患者受け入れは140%を超えた。医療物資は足りず、危険と隣り合わせで働くのに危険手当は僅か340円、労働組合で増額を要求し危険手当は3000円になった。コロナ危機の最中に小池都知事は、都立病院の統廃合や独立行政法人化を進めている。

コロナに罹患したのは「自己責任」!?
蒲田生活福祉課との当局交渉

複数の感染者を出した課の同じ建物で働く労働者がいる中で当局の回答は、「換気の悪い状況の中（密閉）で、対面の会話（密接）が一定時間続いた場合（密集）の三密が職場の中で発生していると判断した場合のみPCR検査を行う」で、結果として「同じ建物内にいた」「同じフロアにいた」では「三密」とは判断されずPCR検査は行われなかった。今後同様な感染が起り得ることから希望する職員へのPCR検査等を行うように要求している。

また、区当局は当初「罹患は本人の健康管理上の問題」として「病欠」（有給だがポナナス査定に影響）という扱いにしようとした。しかし、労組により誰でもかかり得る新型コロナに対する無理解への追及が行われ、完全有給の「事故欠」扱いとなった。

最低賃金引き上げを拒否した 中央最賃審議会を糾弾する！

7月22日、中央最低賃金審議会の目安小委員会は今年度の改定についてゼロ回答を答申して現状維持とし、全国加重平均901円に据え置くことを決定した。地域間格差の是正も放置した。

全労協は最賃引上げこそコロナ禍で困窮する労働者に必要不可欠であり、引上げを拒否した中央最低賃金審議会を強く糾弾する「声明」を発表した。（「声明」は全労協ホームページで閲覧できます。）

全労協と女性委員会は最賃キャンペーン委員会とともに7月20日、中野サンプラザで行われた中央最低賃金審議会第4回目安小委員会に対する情宣行動に参加して、中原さんから、



コロナ感染リスクの厳しいなかスーパーやトイレ清掃の現場で働く非正規労働者の声を発言して今こそ最低賃金の大幅アップが必要だと訴えた。

「ハラスメントをなくして、 育児しながら働き続けられる 最高裁の判断を！」

ハラスメントに対抗する録音否定、記者会見を名誉棄損とした判決NO！
7月16日に南部労政会館行われた、ジャパンビューティラボ（BTL）のマトニティハラスメント解雇に対する支援集会に参加した。

A子さん（仮称）は育児中に「正社員復帰が前提」という約束で契約社員になり、2014年9月に復帰した。その数日後、週5日の勤務が可能になり正社員復帰を求めたが、認められずその時期も示されなかった。2015年5月には会社は「正社員でないことの確認」の労働審判を申立、8月には取り下げて9月1日に雇止め通告、「社員ではない」と東京地裁に提訴した。これを受け、Aさんは「正社員」の地位確認を求め提訴したというのが経緯だ。

一審東京地裁は会社の不法行為と雇止めを無効としたが、正社員の地位は認めず、損害賠償の支払いを命じた。高裁では正社員を認めるか否かが争点だったが、一審の事実認定をことごとくひっくり返した。業務改善書乱発・面談に抗して録音をしたことを労務規律違反で雇止めの理由とし、会社から労働審判申立、雇用関係不存在裁判を提訴された原告がやむなく起こした裁判の記者会見の発言を理由に、名誉棄損で55万円の損害賠償金を命じたのだ。まるで女性が子供を産んで働き続けることを憎んでいるかと思わされるような判決だった。こんな判決は認められない。判決を書いた阿部潤裁判



岩野さんお世話になりました！！

小川美智子さんと交代して岩野浩昭さんが全労協の書記となってから10年余、以来女性委員会の担当として読みやすい女性委員会通信の作成はもとより、総会・学習会や調査交流の企画などの資料作り・運営に多大の貢献をしてくださいました。女性員会通信200号を記念して創刊号からの通信のCD作成は岩野さんなくして実現しなかっただろう。幹事会の後にはお酒を飲まない岩野さんが、交流会に参加してくれた。その岩野さんが7月末で全労協を退職され、今回の通信が岩野さん最後の作品となる。長いことありがとう！！

岩野さんは多趣味だ。音響の仕事や、日音協での活動、反貧困ネットでの活動、そして「鉱物」の趣味で石を探しに旅もする。横断幕作成でお世話になった人もたくさんいるだろう。年末には郷里の北海道は鷹栖町に戻るそうだが、今はネットがつながってれば、在宅ワークも可能だ。だからきっと縁はきれいだらう。

（柚木）



長の責任を追及しようと、昨年12月から裁判所前で3回の抗議のアクションも行ってきている。

この集会は、原告とともに裁判を闘う女性ユニオン東京と弁護団が今春に予定していたが、コロナ拡大で2回延期、日本労働弁護団の後援も受け、この日ようやく開催された。

ゲストスピーカーの浅倉むつ子さんは、高裁判決は育児をしながら働き続けることへの大きな障壁となる判決であり、女性が輝ける社会とあまりにかけ離れた判決、と批判。

竹信三恵子さんは地裁と高裁判決の違いを整理し、高裁判決がはらむ危うさを考察した論文をもとに判決の問題を指摘、この事件を契機に社会活動をしたいこうと呼びかけた。

イクボスと紹介された水野弁護士は労働弁護団のハラスメントに対する取り組みを紹介し、仕事・子育て・介護

が両立できる社会をと報告した。

第二部は闘いの現場からの発言。原告の発言に続き、最高裁の闘いを支援してくれることとなった連合ユニオン東京の副委員長の内村さん、パタハラで解雇となったグレン・ウッドさんや、報道の自由の問題としてMICC事務局長岩崎さんが発言。次いで連合総合政策推進局総合局長の井上久美枝さんが、労政審均等分科会の労働委員としてもこんな判決は許しがたい、全労協女性委員会から中原純子さんが最高裁でぜひ弁論を開かせよう、全労連女性部長の長尾ゆりさんは黙ることあきらめることを強制される社会をかえていこうと応援の発言があった。

最後に7月末の最高裁への要請行動の呼びかけがあり、充実した集会となった。感染者が拡大する中で70名の参加で、最高裁での逆転を確認した。

（柚木）

第5次男女共同参画基本計画素案に どんどん意見を届けよう

昨年11月から7月21日まで6回の第5次基本計画策定専門調査会が開催された。7月2日に「基本的な考え方（素案）」が公開されたが、2003年に策定された「202030」（2020年までに意思決定の場に女性を3割に）の目標はほとんど未達にもかかわらず、なぜ実現しないのかの評価もされていない。21日には素案（会場配布）についての議論がなされたが、内閣府のHPにはまだ資料はアップされていない。22日の報道では、「2020年代の可能な限り早期」と先送りになったようだ。朝日デジタル版では、『国連の女性差別撤廃委員会で委員長を務めた林陽子弁護士は、日本の男女平等への歩みは「世界から周回遅れ」とし、「公約として掲げた目標をどうして達成できなかったのか、政府はきちんと分析する必要がある」「先進国の中には、国会に法案や予算案をジェンダー視点でチェックする（ジェンダー平等）委員会を常設し、その審査を通らないと審議しない国もある。日本もそのくらい本気でやるべきだ」と紹介している。

ジェンダー平等度が121位という恥かしい状況をどう打開するか、5次計画の策定に向け、女性たちの怒りをもっともつづけることが求められている。